

2 月 定 例 会 一 般 質 問 要 旨

1 番 目	1 番 議 員 仲 間 光 枝 議 員（南 城 市）
1. 救急の現状と課題について	令和6年版消防白書によると、全国で令和5年中に救急搬送された人は、664万1,420人（対前年比42万4,137人増、6.8%増）で、国民の19人に1人が救急隊によって搬送された事になるとあります。 救急搬送の原因としては急病が最も多く、449万5,904人（67.7%）、また救急搬送者のうち、48.5%が入院加療を必要としない軽症傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）だったとも報告されています。 緊急性の低い救急車利用を抑制するための対策として、＃7119や＃8000などの電話相談や救急受診アプリQ助等を展開しているところですが、白書の報告を見ると、その効果も限定的である事が窺われます。 今後も、救急要請の増加が予想される現状において、本当に必要な人が遅延なく利用できるようにするために、さらなる取組み強化の必要性を感じます。 当消防における救急業務・活動・組織体制の現状と課題について以下伺います。 1 医療機関への受入れ照会①2回、②3回以上の回数（直近1年） 2 現場滞在時間発生の有無（直近1年） 3 救急要請に関して、当消防の現状認識と見解 4 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入有無、活用実績 5 現体制における課題（短期・中期） 6 予算上の課題

2 月 定 例 会 一 般 質 問 要 旨

2. 応急手当 普及推進に ついて	令和6年版消防白書によると、令和5年中の救急搬送者で心肺機能停止の時点を一般市民により目撃された傷病者は2万8,354人、そのうち一般市民により応急手当が行われた傷病者は1万6,927人で、その方々の1か月後生存率は14.8%、1か月後社会復帰率は10.0%となっています。 逆に、応急手当が行われなかった場合はそれぞれ7.3%と3.4%で、発見後すぐに応急手当が施された場合、生存率2倍、社会復帰率3倍の差が出ています。 また、一般市民がAEDを使用した傷病者は1,407人、その場合の1か月後生存率は54.2%、1か月後社会復帰率は44.9%となっており、心肺蘇生におけるAEDの効果が顕著に表れた結果となっています。 このように、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、応急手当の知識と技術が広く普及するよう、一層の推進を図るよう推奨されていますが、当消防における取組み状況や課題等について以下伺います。 1 これまで実施した応急手当講習会受講者の述べ人数 (講習種別ごと) 2 これまで実施した応急手当普及員講習受講者の述べ人数と受講後可能になる活動内容 3 一般市民による応急手当が行われた事案有無 4 当消防の取組みを通しての現状認識や見解、課題など
-------------------------	---

2 月 定 例 会 一 般 質 問 要 旨

2 番 目	2 番議員 宮城 勝也 議員（八重瀬町）
1. 組 合 の 人 員 ・ 財 政 課 題 と そ の 改 善 策 に つ い て	①当組合の組織運営において、職員の配置や勤務体制に課題が指摘されている。現場の消防職員が安心して職務を遂行できる環境を整備することが求められるが、現在の人員体制について、組合としてどのように認識しているのか伺う。 ②育児休業の取得推進は重要なテーマであるが、一方で現場の勤務状況や組織運営に与える影響も懸念されるところである。育児休業取得を推進する方針と、それに伴う運営上の課題について、組合の考えを伺う。 ③消防職員の業務は、災害対応をはじめとして高い専門性が求められるが、一方で事務部門に関しては、市町職員の出向や専門職の配置などを活用し、消防職員の現場配置を充実させるなど、組織の運営体制を工夫する余地があるのではないかと。この点について、組合の見解を伺う。 ④予算の関係で、超過勤務手当の上限が定められているため、必要な訓練時間の確保や研修への参加に支障が生じ、現場の勤務体制にも影響を与えていると聞いている。消防職員が十分な訓練を積み、消防力を向上させることは極めて重要であり、勤務実態に応じた適切な待遇のあり方も検討すべきではないかと。現状の課題と対策について、組合の見解を伺う。 ⑤当組合の運営は市町からの負担金によって支えられているが、現場の実態が十分に市町財政側に伝わっていないことで、必要な予算確保が難しくなっている側面があるのではないかと。本日の議論を通じて、組合・議会・市町が一体となり、消防行政の充実に向けた相互理解と協力を進めることが必要と考える。この点について、組合の見解を伺う。

2 月 定 例 会 一 般 質 問 要 旨

3 番 目	3 番 議 員 森 山 悟 議 員（南 城 市）
1. 救 急 車 の 有 料 化 に つ い て 伺 う。	日本では、救急車の出動 1 回の費用が45,000円の経費が掛かる現状、近年では緊急性が低いケースでも救急車を呼ぶことも増えている中で、全国的には、三重県松坂市や茨城県において、救急車の有料化が令和6年、6月、12月から実施しておりますが今後の取り組みについて以下に伺います。 ① 直近5年間の救急車の出動件数について伺う。 ② 119番通報から救急車が現場到着するまでの平均時間について伺う。 ③ 今後沖縄県や島尻消防組合の救急車の有料化に対しての考え方について伺う。
2. 島 尻 消 防 組 合 管 轄 内 での 状 況 や 今 後 の 対 策 につ い て 伺 う。	野焼きは農地や空き地などで、家庭ごみや事業所ごみを燃やす行為などがあげられますが、野焼きには罰則もあり廃棄物処理法25条、第32条、5年以下の懲役もしくは1000万以下の罰金のいずれか、または両方が課せられるとありますが以下について伺います。 ① 島尻消防組合管轄内での直近 5 年間の野焼きの状況について伺う。 ② 野焼きに対しての注意喚起や対策について伺う。